

# 2 議 会

# 議 会 構 成

## 1 議 員 (現議員の任期：平成 27 年 5 月 2 日～平成 31 年 5 月 1 日)

### (1) 議 員 数

- ・条 例 定 数            40 人 (H21. 3. 11 制定)
- ・現 員 数                39 人

### (2) 党派・会派別議員数

(H30. 4. 1 現在)

党派 会派	民進党	公明党	自 由 民主党	社 会 民主党	日 本 共産党	無所属	計
市 民 ク ラ ブ	7			2		2	11
明 政 ク ラ ブ						10	10
公 明 党		6					6
創 生 自 民			4				4
日 本 共 産 党					3		3
自 由 民 主 党			2				2
チ ー ム 2 0 2 0						2	2
清 風 会						1	1
計	7	6	6	2	3	15	39

### (3) 年齢別議員数

(H30. 4. 1 現在)

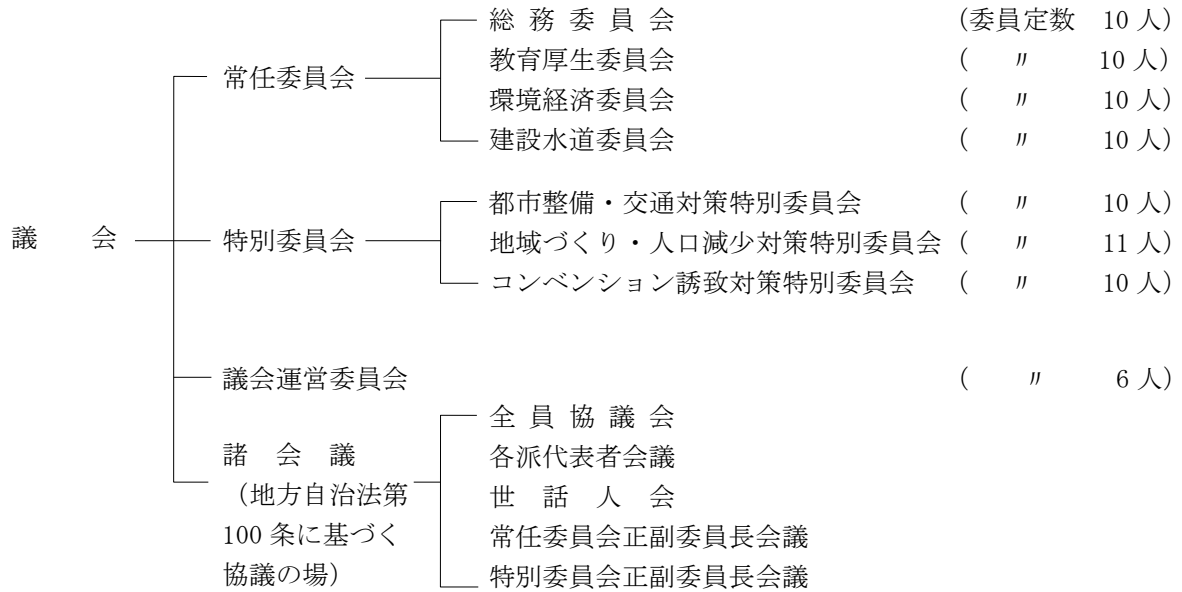
年 齢	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～	平 均	最年長	最年少
人 員	0	1	6	12	13	6	1	59.3 歳	80 歳	37 歳

### (4) 当選回数別議員数

当選回数	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期
人 員	10	10	9	5	2	0	1	0	1	1

## 2 委員会等

### (1) 委員会等の構成 (H30. 4. 1 現在)



### (2) 常任委員会・特別委員会

(H30. 4. 1 現在)

委 員 会 名	所 管 事 項	任 期
総務委員会	秘書課、広報広聴課、防災危機管理室及び出納室、企画財政部、総務部、理財部、市民生活部、中央総合事務所、東総合事務所、南総合事務所、北総合事務所、消防局、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項	1 年
教育厚生委員会	原爆被爆対策部、福祉部、市民健康部、こども部及び教育委員会の所管に属する事項	
環境経済委員会	環境部、商工部、文化観光部、水産農林部及び農業委員会の所管に属する事項	
建設水道委員会	土木部、まちづくり部及び上下水道局の所管に属する事項	
都市整備・交通対策特別委員会	都市整備・交通対策について	調 査 終 了 ま で
地域づくり・人口減少対策特別委員会	地域づくり・人口減少対策について	
コンベンション誘致対策特別委員会	コンベンション誘致対策について	

※委員会記録について

平成 11 年 6 月定例会から「要点記録」を「全文記録」とした。

(3) 議会運営委員会

協 議 事 項	1 議会の審議日程（会期の決定、延長、休会等）に関すること 2 議事日程に関すること 3 付議事件に関すること 4 議案等の取り扱い（付託委員会の分類等）に関すること 5 一般質問を行う時期及び緊急質問の取り扱いに関すること 6 選挙、選任に関すること 7 議事運営上問題となった事件等に関すること 8 議員の派遣に関すること 9 その他議会運営につき各会派間の協議事項に関すること										
構 成 員 の 選 出 区 分	定数は議決で定める。各交渉会派の所属議員数 に応じて選出。正・副議長には出席要請し、2人又 は3人会派についても、委員外議員として1名の 出席を要請することがある。 <table style="float: right; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">（所属議員数</td> <td style="border: none;">委員数</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">4人～8人</td> <td style="border: none;">1人</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">9人～15人</td> <td style="border: none;">2人</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">16人～21人</td> <td style="border: none;">3人</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">22人以上</td> <td style="border: none;">4人</td> </tr> </table>	（所属議員数	委員数	4人～8人	1人	9人～15人	2人	16人～21人	3人	22人以上	4人
（所属議員数	委員数										
4人～8人	1人										
9人～15人	2人										
16人～21人	3人										
22人以上	4人										
設 置 の 根 拠	長崎市議会委員会条例（H3. 7.15改正）										
任 期	1 年										

(4) 諸会議（地方自治法第100条に基づく協議の場合）

区 分	協 議 事 項	構 成 員 の 選 出 区 分	設 置 の 根 拠
全 員 協 議 会	特に重要な問題で議員全員の意向を 集約する必要のある事項	全 議 員	長崎市議会 会議規則 (H20.12.12改正)
各 派 代 表 者 議 会	高度に政治的な問題など議会運営委 員会又は世話人会の所管以外の事 項。 なお、代表者会議は、協議事項につ いて各会派に周知し、又は意見を求 めるため議長が招集する。	正副議長、2名以上の会派 の代表者各1名（ただし、 所属議員が16名以上の会派 は2名）及び議会運営委員 長で構成する。 なお、議長が必要と判断し た場合は、常任又は特別委 員長の出席を求めることが できる。	
世 話 人 会	1 議会の選挙及び人事に関するこ と 2 議会行事に関すること 3 議会互助会に関すること	正副議長、議会運営委員会 の構成員及び4人未満2人 以上の会派から1名	
常 任 委 員 会 正 副 委 員 長 議 会	常任委員会の運営及び活動等に関す る事項	正副議長、正副常任委員 長、正副議会運営委員長	
特 別 委 員 会 正 副 委 員 長 議 会	特別委員会の運営及び活動等に関す る事項	正副議長、正副特別委員 長、正副議会運営委員長	

# 議 会 運 営

## 1 定例会の標準的な会期日程

【6月、9月、11月又は12月定例会の場合】

初日（招集日）	2日間	4日間	4日間	1日間	最終日
本 会 議 （議案上程） （委員会付託）	休 会①	本 会 議 （市政一般質問）	委員会	休 会②	本 会 議 （委員長報告）

※ 2月又は3月定例会の会期は23日間程度、うち委員会は7日間。

※ 9月定例会最終日に、決算議案の上程・閉会中の委員会に付託

## 2 会議時間

午前10時から午後5時まで（会議規則第9条）

## 3 一般質問

（H18.11.27 議会運営委員会決定）

区 分	2月又は3月定例会（改選の年は6月定例会）		左記以外の定例会
	会派代表質問	個人質問	個人質問
通告期間	招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後1時から招集日の本会議終了後概ね1時間後まで		招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後1時から招集日の午後1時まで
	※「運用1」		
所要日数	概ね4日間		
会派持ち時間	（各定例会ごと）会派所属人数×30分		※『運用2』
発言時間 （理事者答弁を含む）	90分以内 ※『運用3』	30分以内 ※『運用4』	60分以内 会派持ち時間の範囲内において事前に通告した時間以内。
発言者数	会派の代表1人 ※『運用5』	会派の持ち時間から代表質問時間を差し引いた時間の範囲で人数調整を行う。	会派持ち時間の範囲で人数調整して行う。
発言順位	多数会派順 ※『運用6』	抽 選	抽 選
関連質問	通告時間の制限内において、同一会派の議員に限り認める。		
質問方法	質問通告書に基づき登壇して各項目にわたり一括して質問を行い、理事者からの答弁を受けた後、自席からの再質問は、各項目ごとの一問一答も行うことができるものとする。		
発言通告書の記載内容	件名及び内容を具体的に明記		

『運用1』：招集告示日が通常（招集日の7日前）より前の場合、通常の招集告示日の翌日（招集日の6日前）の午後1時からとする。

『運用2』：一会派において、一定例会で残した時間（会派持ち時間－会派の質問通告時間の合計）が30分以上の場合は、30分を次の定例会まで持ち越すことができる。なお、1人会派についても同様とする。ただし、11月又は12月定例会から2月又は3月定例会への持ち越しはできない。

『運用3』：主質問者は、質問終了後であっても会派持ち時間の範囲内で必要に応じて発言することができる。なお、代表質問時間は2人会派60分、3人以上の会派90分とする。

『運用4』：個人質問は、1人会派及び4人以上の会派が行い、質問時間は理事者答弁を含めて30分以内を基本とするが、5人以上の会派においては、会派持ち時間から代表質問時間を差し引いた時間の範囲内で人数調整を行い、一質問者につき60分まで質問することができる。

『運用5』：会派代表質問の会派とは、所属議員2人以上の会派をいう。

『運用6』：同数会派の順位は、隔年ごとに交互に行う。

## 4 緊急質問

緊急質問の通告があった場合、議長は、発言の取り扱いについて議会運営委員会に諮るが、災害発生など重大な問題で、かつ緊急性がある場合に限って認める。

## 5 質 疑

原則として同一議員につき、同一議題について2回を超えることはできない。

## 6 予算及び決算の審査方法

### (1) 予算の審査方法

#### ア 一般会計予算の審査

歳入歳出予算のうち歳出部分、継続費、繰越明許費、債務負担行為については、所管する各常任委員会に分割して付託する。

歳入歳出予算のうち歳入部分、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用は、総務委員会に付託する。

なお、歳出部分を付託された委員会において、修正可決をされた場合、その旨を総務委員会に通知し、関連する歳入部分の修正を総務委員会において行う。

#### イ 特別会計予算・公営企業会計予算の審査

特別会計・公営企業会計予算は、所管する各常任委員会に付託する。

### (2) 決算の審査方法

一般会計・特別会計・公営企業会計決算の全部を9月定例会の最終日に上程し、次のとおり付託の上、閉会中に審査を行う。また、各会計とも11月又は12月定例会冒頭に委員長報告を行い、議決している。

#### ア 一般会計決算の分割付託

歳入歳出決算のうち歳出部分については、所管する各常任委員会に分割して付託する。

歳入歳出決算のうち歳入部分は、総務委員会に付託する。

#### イ 特別会計決算・公営企業会計決算の付託

特別会計・公営企業会計決算は、所管する各常任委員会に付託する。

## 7 請願・陳情

- (1) 請願…… 会期中における請願の提出期限は、原則として一般質問終了日の前々日（土、日、祝日を除く）の正午までとし、議長受理後、本会議に上程し委員会に付託するのが例であり、付託する委員会及び委員会付託の省略については、あらかじめ議会運営委員会で協議する。

採択した請願で執行機関に送付したのものについては、翌年4月頃処理結果の報告を求め、6月定例会において報告している。（ただし、改選年は2月又は3月定例会）

なお、結果については、提出者あてに文書で通知している。

- (2) 陳情…… 請願と同様の提出期限を設けている。持参された陳情は議長権限により所管の委員会に送付するのが例であるが、送付する委員会については、あらかじめ議会運営委員会で協議する。

なお、提出者あてに審査概要を文書で通知している。

## 8 意見書・決議

意見書・決議については、できる限り全会一致により可決することを例としているため、あらかじめ議会運営委員会に諮り、各会派共同による提案を行っている。議案提出者には議会運営委員長が、賛成者には議会運営委員がなり、2 人会派と 3 人会派の出席要請された委員外議員も賛成者に加わることができる。

なお、委員会から提案する場合は、当該委員長が提出者となり、当該委員が賛成者となるのが例である。

## 9 傍 聴

区 分	内 容	一 般 傍 聴 人	報 道 関 係 者
本 会 議		議場入口ホールにおいて、傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記載し、自由に傍聴することができる。	議場傍聴記者席に限り、市政記者クラブ加盟の報道機関は自由に傍聴することができる。 ただし、テレビカメラ等で撮影する場合は、議会事務局総務課において、「議場写真撮影等申込簿」に所定事項（月日、会議名、機関名、氏名、腕章番号）を記載し、腕章の交付を受けなければならない。 市政記者が撮影を終えたときは、腕章を返還しなければならない。
委 員 会		1 一般の傍聴人の定員は原則7人とし、傍聴席として委員会室の最後列に椅子席を常設する。なお、委員長は、議案等の内容を勘案して、必要に応じて定員をふやすことができる。 2 委員会を傍聴しようとする者は、議会事務局総務課において、傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記載し、委員会の傍聴章の交付を受けなければならない。 傍聴章の交付は原則先着順とするが、あらかじめ定員を超えることが明らかな場合は、抽選によることができる。 傍聴人が傍聴を終え退室するときは、傍聴章を返還しなければならない。	市政記者が委員会を傍聴するときは、議会事務局総務課において、「写真撮影申込・記者受付簿」に所定事項（月日、会議名、機関名、氏名、腕章番号）を記載し、腕章の交付を受けなければならない。 市政記者が委員会の傍聴を終えたときは、腕章を返還しなければならない。

# 議 会 活 動

## 1 議会の開催状況（平成 29 年）

議会の区分	会期 (日間)	会議日数		計	市長提出議案・報告 (件)										議員提出議案 (件)				請願	会議時間		市 政 一般質問 (人)
		本会議 (日)	委員会 (日)		小計	条例	予算	人事	決算	契約	財産 取得 処分	その他		条例等	意見書	決議	附帯 決議	本会議		委員会		
												議案	報告等									
計	87	26	25	189	172	41	44	9	15	8	5	29	21	1	5	2	1	8	76時間 12分	248時間 58分	代表 7 個人 55	
第 1 回定例会	2 / 22 ～ 3 / 16 23日間	6	7	65	61	21	21	3	0	1	0	11	4	0	2	0	0	2	22時間 14分	109時間 22分	代表 7 個人 8	
第 2 回定例会	6 / 9 ～ 6 / 28 20日間	6	5	32	31	5	3	3	0	0	4	6	10	0	0	1	0	0	18時間 48分	44時間 20分	個人 18	
第 3 回定例会	9 / 1 ～ 9 / 25 25日間	6	5	26	20	3	3	2	0	2	1	4	5	1	2	1	0	2	16時間 35分	45時間 14分	個人 15	
第 4 回臨時会	10 / 6 1日間	1	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	21分	41分	-	
第 5 回定例会	11 / 27 ～ 12 / 14 18日間	7	7	64	58	11	17	1	15	5	0	8	1	0	1	0	1	4	18時間 14分	49時間 21分	個人 14	

※委員会の会議時間については、現地調査の時間は含めていない。

※委員会の会議日数及び会議時間については、議会運営委員会を含めていない。

※継続審査となった議案については、議決した定例会にのみ含める。



## 2 委員会等の開催状況（平成29年）

委員会名	区分	29年（回）			会議時間
		計	開会中	閉会中	
合計		151	104	47	340時間06分
常任委員会		83	74	9	287時間09分
〔内訳〕	総務	20	18	2	74時間33分
	教育厚生	23	21	2	77時間59分
	環境経済	18	16	2	52時間47分
	建設水道	22	19	3	81時間50分
議会運営委員会		19	11	8	9時間18分
特別委員会		30	12	18	40時間20分
〔内訳〕	長崎駅周辺再整備（28年設置）	1	0	1	1時間05分
	観光客受入対策（28年設置）	1	0	1	9分
	定住人口対策（28年設置）	1	0	1	15分
	長崎駅周辺再整備（29年設置）	9	4	5	16時間18分
	観光客受入対策（29年設置）	9	4	5	14時間39分
	雇用・人口減少対策（29年設置）	9	4	5	7時間54分
各派代表者会議		9	1	8	2時間07分
世話人会		9	5	4	59分
全員協議会		1	1	0	13分

## 3 委員会の審査状況（平成29年）

（単位：件）

委員会名	区分	合計	審査案件											報告	調査	陳情	
			小計	条例	予算	人事	決算	契約	財産取得処分	意見書	決議	附帯決議	その他				請願
合計		194	148	41	44	0	15	8	5	0	0	2	25	8	3	30	13
〔内訳〕	常任委員会	164	148	41	44	0	15	8	5	0	0	2	25	8	0	3	13
	総務	47	44	21	3	0	1	1	3	0	0	1	12	2	0	1	2
	教育厚生	56	47	14	14	0	6	4	0	0	0	1	2	6	0	0	9
	環境経済	16	13	2	6	0	2	1	1	0	0	0	1	0	0	1	2
	建設水道	37	36	4	14	0	5	2	1	0	0	0	10	0	0	1	0
	分割付託	8	8	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会運営委員会																	
〔内訳〕	特別委員会	30													3	27	
	長崎駅周辺再整備（28年設置）	2													1	1	
	観光客受入対策（28年設置）	2													1	1	
	定住人口対策（28年設置）	2													1	1	
	長崎駅周辺再整備（29年設置）	8														8	
	観光客受入対策（29年設置）	8														8	
	雇用・人口減少対策（29年設置）	8														8	

※継続審査となった議案については、複数回審査を行った場合も1件とする。

#### 4 全員協議会開催状況

昭和 60. 10. 7	セントポール市親善訪問団歓迎について	平成 12. 12. 22	長崎県廃棄物公共関与事業について
61. 3. 22	ミデルブルフ市長歓迎について	13. 11. 14	セントポール市公式訪問団歓迎について
62. 5. 13	議会選出監査委員の選出について		
63. 3. 2	長崎市制 100 周年記念事業、長崎「旅」博覧会について	13. 12. 28	被爆地域拡大是正に関する状況報告について
平成元. 1. 9	大行天皇崩御に伴う長崎市議会としての弔慰について	14. 8. 26	市町村合併に関するこれまでの経過及び今後の取り組みについて
元. 4. 20	ミデルブルフ市親善訪問団歓迎について	15. 5. 16	監査委員の選出について
2. 1. 19	本島長崎市長狙撃事件に関する声明について	15. 8. 11	市町村合併に伴う議員定数等について
2. 6. 27	長崎「旅」博覧会について	16. 3. 1	市町村合併について (1 市 6 町)
2. 12. 14	福州市友好代表団の歓迎について	16. 12. 22	監査委員の選出について
3. 5. 14	議会選出監査委員の選出について	17. 3. 11	市町村合併について (1 市 1 町)
4. 10. 8	セントポール市親善訪問団歓迎について	18. 12. 21	長崎市における経理処理の調査結果について
5. 3. 4	公職選挙法及び政治資金規正法の改正について (説明会)	19. 4. 18	伊藤一長長崎市長狙撃殺害事件に関する声明等について
5. 3. 24	監査委員の候補者の選出について	19. 5. 16	監査委員の選出について
5. 8. 12	長崎市立中央 3 小学校の統廃合について	20. 4. 18	故伊藤一長長崎市長の追悼について
5. 11. 4	制限付一般競争入札の試行について (説明会)	20. 11. 17	セントポール市公式訪問団歓迎について
6. 5. 6	築町 3 番街区市街地再開発事業について	21. 11. 24	オリンピック招致可能性の検討について
7. 8. 28	新県立大学の設置問題について	22. 4. 13	ヴォスロール村公式訪問団歓迎について
9. 1. 17	(仮称) いこいの里整備事業について	22. 7. 20	福州市公式訪問団歓迎について
9. 6. 12	監査委員の選出について	23. 5. 13	監査委員の選出について
9. 12. 24	本市の水質検査に関する告発並びに新聞報道の件について	25. 3. 4	監査委員の選出について
10. 3. 4	ミデルブルフ市長一行の歓迎について	25. 9. 18	「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」のユネスコへの推薦資産決定について
11. 5. 17	監査委員の選出について	26. 3. 27	M I C E 事業について
12. 6. 19	被爆地域拡大是正の要請行動計画について	27. 5. 13	監査委員の選出について
12. 10. 13	福州市友好都市提携 20 周年友好交流訪問団の歓迎について	27. 10. 7	セントポール市公式訪問団歓迎について
		29. 3. 3	監査委員の選出について

## 5 審議案件議決状況等

### (1) 議員提出議案（平成 29 年）

議案番号	件名	議決月日 結果	提出会派
議第 1 号	九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する意見書について	3. 16 可決	各派共同 (除：日本共産党)
議第 2 号	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について	3. 16 可決	各派共同 (除：日本共産党)
議第 3 号	吉原日出雄議員に対する辞職勧告決議について	6. 28 可決	各派共同 全会一致
議第 4 号	長崎市議会委員会条例の一部を改正する条例	9. 1 原案可決	各派共同 全会一致
議第 5 号	朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に対する日本政府の厳正な対応を求める意見書について	9. 6 可決	各派共同 全会一致
議第 6 号	朝鮮民主主義人民共和国の核実験実施に対し厳重に抗議する決議について	9. 6 可決	各派共同 全会一致
議第 7 号	道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書について	9. 25 可決	各派共同 全会一致
議第 8 号	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書について	12. 14 可決	各派共同 全会一致
議第 9 号	第 92 号議案「工事の請負契約の締結について（仁田佐古小学校建設特殊基礎工事）」に対する附帯決議について	12. 14 可決	教育厚生委員会 全会一致

### (2) 請願（平成 29 年）

議案番号	件名	上程月日	付託委員会	議決月日	結果
請願 第 1 号	「テロ等準備罪（共謀罪）」に反対する意見書の提出に関する請願について	3. 3	総務	3. 16	不採択
請願 第 2 号	国民健康保険税の引き下げを求める請願について	3. 3	教育厚生	3. 16	不採択
請願 第 3 号	国民健康保険税の引き下げを求める請願について	9. 11	教育厚生	9. 25	不採択

議案番号	件名	上程月日	付託委員会	議決月日	結果
請願 第4号	市議会一般質問での理事者による議員への虚偽答弁、及び市長が複数の社会福祉法人と交わした契約書での契約違反行為と社会福祉法人に提出した公文書での偽造記載、及び、陳情書の審査における理事者の虚言、委員会の審査と審査概要の疑義、並びに、公共施設・市有地の貸借、譲渡における公平性の確保に関する請願について	9. 11	教育厚生	9. 25	不採択
請願 第5号	長崎市社会福祉会館の早期建替えを求める請願について	12. 5	教育厚生	12. 14	採 択
請願 第6号	琴海地区防災行政無線個別受信機の撤去に反対する請願について	12. 5	総 務	12. 14	採 択
請願 第7号	市政による契約違反、及び虚偽の答弁等の実態を明確化するための調査を求めることに関する請願について	12. 5	教育厚生	12. 14	不採択
請願 第8号	長崎市乳児院跡地の売却における市民への情報公開に関する請願について	12. 5	教育厚生	12. 14	不採択

(3) 陳 情 (平成 29 年)

議案番号	件名	受理月日	所管委員会	審査月日
陳 情 第1号	長崎市が貸借している旧市内6施設の建物使用貸借契約書に関する陳情について	2. 27	教育厚生	3. 8
陳 情 第2号	養生所／（長崎）医学校の遺跡の調査・保存・活用に関する陳情Ⅲについて	2. 28	教育厚生	3. 7
陳 情 第3号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について	2. 28	環境経済	3. 7
陳 情 第4号	養生所／（長崎）医学校の遺跡の調査・保存・活用に関する陳情Ⅳについて	6・15	教育厚生	6・21

議案番号	件名	受理月日	所管委員会	審査月日
陳情 第5号	北朝鮮の弾道ミサイル発射に伴う万全の措置を求める陳情について	8・23	総務	9・13
陳情 第6号	養生所・長崎医学校等遺跡の保全と活用に関する陳情について	8・24	教育厚生	9・13
陳情 第7号	養生所・医学所・分析窮理所遺跡の完全保存を求める陳情について	9・6	教育厚生	9・13
陳情 第8号	長崎大学坂本キャンパスにBSL-4施設設置容認の撤回を求める陳情について	9・6	教育厚生	9・13
陳情 第9号	世界遺産「軍艦島」の尊厳を護ることを求める陳情について	9・6	総務	9・13
陳情 第10号	養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情Vについて	9・7	教育厚生	9・13
陳情 第11号	長崎市給食センター設置検討計画に関する陳情について	11・30	教育厚生	12・7
陳情 第12号	公会堂代替施設の建設に関する陳情について	11・30	環境経済	12・7
陳情 第13号	養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情VIについて	12・1	教育厚生	12・8

## 6 公聴会開催状況

開催年月日	事 件	開催委員会
昭44. 5. 8～5. 9	町の区域及び名称の変更について	建設水道委員会
昭55. 11. 20	〃	〃
平12. 12. 15	上下水道料金改定について	〃

## 7 聴聞会開催状況

開催年月日	事 件	開催委員会
昭44. 2. 8	水道料金改定について	建設水道委員会
46. 12. 3	ふん尿処理手数料改定について	教育厚生委員会
48. 7. 25	公害防止条例の制定について	公害対策特別委員会
49. 1. 22	市民生活安定緊急対策について	市民生活安定緊急 対策特別委員会
50. 9. 5	水道料金改定について	建設水道委員会
51. 3. 3	一般廃棄物処理手数料改定について	教育厚生委員会
55. 1. 28	水道料金改定について	建設水道委員会
55. 1. 29	一般廃棄物処理手数料改定について	環境経済委員会
59. 2. 8	水道料金改定について	建設水道委員会
59. 2. 9	一般廃棄物処理手数料改定について	環境経済委員会

8 特別委員会設置状況

委員会名	設置期間
羽衣1号線市道管理に関する調査(100条)	昭 38. 10. 3~39. 1. 27
水資源開発調査	昭 40. 6. 28~42. 3. 22
異常渇水対策	昭 42. 10. 2~43. 3. 16
公害、交通対策	昭 44. 3. 17~45. 6. 20
公害対策	昭 45. 6. 20~46. 3. 13
	昭 46. 7. 13~47. 3. 10
	昭 47. 3. 10~48. 3. 9
	昭 48. 3. 9~49. 3. 11
	昭 49. 3. 11~50. 3. 10
	昭 50. 7. 14~51. 3. 9
	昭 51. 3. 10~52. 3. 8
	昭 52. 3. 8~53. 3. 7
交通対策	昭 53. 3. 7~54. 3. 1
	昭 45. 6. 20~46. 3. 13
	昭 46. 7. 13~47. 3. 10
	昭 47. 3. 10~48. 3. 9
	平 5. 3. 26~ 6. 3. 2
本原土地区画整理事業に関する調査(100条)	平 9. 3. 27~10. 3. 4
	平 12. 3. 22~13. 3. 2
三重村編入に関する調査	昭 46. 7. 8~46. 10. 11
水道事業対策	昭 46. 12. 22~47. 11. 27
	昭 47. 3. 30~48. 3. 9
	昭 48. 3. 9~49. 3. 11
市民生活安定緊急対策	昭 49. 3. 11~50. 3. 10
	昭 49. 3. 11~50. 3. 10
都市交通対策	昭 48. 12. 21~49. 3. 11
	昭 49. 3. 11~50. 3. 10
	昭 48. 3. 9~49. 3. 11
	昭 49. 3. 11~50. 3. 10
	昭 50. 7. 14~51. 3. 9
	昭 51. 3. 10~52. 3. 8
	昭 52. 3. 8~53. 3. 7
	昭 53. 3. 7~54. 3. 1
	昭 54. 7. 13~56. 3. 4
	昭 56. 3. 4~58. 3. 2
	昭 58. 7. 15~60. 3. 6
	昭 60. 3. 6~61. 3. 5
	昭 61. 3. 5~62. 3. 17
	昭 62. 7. 13~63. 3. 2
	昭 63. 3. 28~平元. 3. 1
平元. 3. 27~ 2. 3. 5	

委員会名	設置期間
造船不況対策	昭 50. 7. 14~51. 3. 9
	昭 51. 3. 10~52. 3. 8
	昭 52. 3. 8~53. 3. 7
	昭 53. 3. 7~54. 3. 1
不況対策	昭 54. 7. 13~56. 3. 4
	昭 56. 3. 4~58. 3. 2
都市環境整備対策	昭 54. 7. 13~56. 3. 4
	昭 56. 3. 4~58. 3. 2
行財政対策	昭 56. 12. 22~58. 3. 2
災害対策	昭 58. 7. 15~60. 3. 6
産業振興対策	昭 60. 3. 6~61. 3. 5
	昭 61. 3. 5~62. 3. 17
	昭 62. 7. 13~63. 3. 2
	昭 63. 3. 28~平元. 3. 1
行財政健全化対策	平元. 3. 27~ 2. 3. 5
	平 2. 3. 30~ 3. 3. 22
	平 14. 3. 26~15. 3. 3
都市整備・女神大橋対策	昭 63. 3. 28~平元. 3. 1
女神大橋等交通対策	平元. 3. 27~ 2. 3. 5
	平 2. 3. 30~ 3. 3. 22
都市整備対策	平 3. 7. 4~ 5. 3. 2
	平 2. 3. 30~ 3. 3. 22
	平 3. 7. 4~ 5. 3. 2
	平 5. 3. 26~ 6. 3. 2
	平 10. 3. 4~11. 3. 4
	平 14. 3. 26~15. 3. 3
経済活性化	平 20. 3. 17~21. 2. 24
	平 3. 7. 4~ 5. 3. 2
観光振興対策	平 5. 3. 26~ 6. 3. 2
	平 13. 3. 23~14. 3. 4
高齢者福祉対策	平 6. 3. 28~ 7. 3. 2
	平 7. 7. 7~ 8. 3. 4
産業振興・不況対策	平 6. 3. 28~ 7. 3. 2
都市整備・交通対策	平 6. 3. 28~ 7. 3. 2
	平 7. 7. 7~ 8. 3. 4
経済活性化対策	平 30. 3. 15~
	平 7. 7. 7~ 8. 3. 4
	平 8. 3. 28~ 9. 3. 3
	平 9. 3. 27~10. 3. 4
市庁舎・病院建設	平 10. 3. 4~11. 3. 4
	平 7. 7. 7~ 8. 3. 4
高齢福祉・少子化対策	平 8. 3. 28~ 9. 3. 3
	平 9. 3. 27~10. 3. 4
	平 10. 3. 4~11. 3. 4

委員会名	設置期間
まちづくり対策	平 8. 3.28～9. 3. 3
	平 9. 3.27～10. 3. 4
市立病院対策	平 8. 3.28～9. 3. 3
環境問題調査対策	平 10. 3. 4～11. 3. 4
社会福祉法人マルコ会に関する調査(100条)	平 10. 6.15～10. 9. 1
新市立病院建設	平 12. 3.22～13. 3. 2
	平 17. 3.25～18. 3. 2
景気対策	平 12. 3.22～13. 3. 2
史跡・文化財等対策	平 13. 3.23～14. 3. 4
雇用対策	平 13. 3.23～14. 3. 4
	平 15. 7. 2～16. 3. 2
観光・文化財対策	平 14. 3.26～15. 3. 3
行財政改革	平 14. 3.26～15. 3. 3
政治倫理検討	平 14.11.20～15. 3.25
	平 17. 9.22～18. 3.28
斜面地整備促進	平 15. 7. 2～16. 3. 2
水産振興	平 15. 7. 2～16. 3. 2
	平 16. 3.24～17. 3. 2
斜面地・中心市街地	平 16. 3.24～17. 3. 2
観光振興	平 16. 3.24～17. 3. 2
	平 18. 3.28～19. 2.27
	平 25. 3.18～26. 2.21
地域振興	平 17. 3.25～18. 3. 2
	平 18. 3.28～19. 2.27
	平 19. 6.29～20. 2.22
農業振興	平 17. 3.25～18. 3. 2
	平 18. 3.28～19. 2.27
産業振興	平 19. 6.29～20. 2.22
安全・安心まちづくり	平 19. 6.29～20. 2.22
世界遺産推進	平 20. 3.17～21. 2.24
	平 26. 3.14～27. 2.20
バイオラボ株式会社に対する企業立地奨励金交付等に関する調査(100条)	平 20.12.12～21. 6. 5
地域医療・新市立病院建設	平 21. 3.19～22. 2.23
産業振興・雇用対策	平 21. 3.19～22. 2.23
スポーツ振興	平 21. 3.19～22. 2.23
議会基本条例検討	平 21. 9.18～22.12.13
環境対策	平 22. 3.19～23. 2.22
公共施設利活用	平 22. 3.19～23. 2.22
防災対策	平 23. 6.26～24. 2.22
次世代エネルギー利活用	平 23. 6.26～24. 2.22

委員会名	設置期間
市庁舎建設	平 23. 6.26～24. 2.22
	平 24. 3.16～25. 2.21
国際観光戦略	平 24. 3.16～25. 2.21
福祉対策	平 24. 3.16～25. 2.21
まちなか整備対策	平 25. 3.18～26. 2.21
市庁舎・支所機能再編検討	平 25. 3.18～26. 2.21
人口減少・高齢化対策	平 26. 3.14～27. 2.20
都市再生・財政問題	平 26. 3.14～27. 2.20
地方創生対策	平 27. 6.29～28. 2.19
世界遺産・観光客受入対策	平 27. 6.29～28. 2.19
	平 27. 6.29～28. 2.19
長崎駅周辺再整備	平 28. 3.11～29. 2.22
	平 29. 3.16～30. 2.21
	平 28. 3.11～29. 2.22
観光客受入対策	平 28. 3.11～29. 2.22
	平 29. 3.16～30. 2.21
定住人口対策	平 28. 3.11～29. 2.22
雇用・人口減少対策	平 29. 3.16～30. 2.21
地域づくり・人口減少対策	平 30. 3.15～
コンベンション誘致対策	平 30. 3.15～



# 議 会 費 予 算 等

## 1 平成 30 年度一般会計当初予算（議会費）

（単位：千円）

区 分	予 算 額	区 分	予 算 額
報 酬	304,017	需 用 費	18,631
給 料	88,167	役 務 費	7,008
職 員 手 当 等	169,162	委 託 料	5,050
共 済 費	143,585	使 用 料 及 び 賃 借 料	2,756
報 償 費	200	備 品 購 入 費	75
旅 費	32,655	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	72,856
交 際 費	1,800	公 課 費	84
		計	846,046

（主な予算内容）

(1) 議員給与費	511,420 千円
(2) 職員給与費	179,339 千円
(3) 交際費	1,800 千円
(4) 議会活動費	145,681 千円
ア 政務活動費	70,200 千円
イ 活動諸費	59,578 千円
ウ 議会広報紙発行費	10,723 千円
エ 本会議ケーブルテレビ放映費	1,249 千円
オ 本会議インターネット配信費	2,204 千円
カ 本会議中継手話通訳費	720 千円
キ 議会会議録検索システム運営費	1,007 千円
(5) 事務費	7,806 千円

## 2 議員報酬（月額）

区 分	現行額（平成 23.5.1 改定）	従前の額（平成 15.4.1 改定）
議 長	737,000 円	750,000 円
副 議 長	673,000 円	685,000 円
議 員	619,000 円	630,000 円

3 期末手当 年間 3.3 月分（6 月支給 1.575 月分、12 月支給 1.725 月分）×1.35（加算率）

4 費用弁償（H17.1.1 廃止） ※廃止前は、一律 9,000 円（H8.4.1 改定）

## 5 旅 費（平成 30 年度当初予算）

(1) 行政調査旅費	15,600 千円	ア 常任委員会	9,750 千円（1 人当り 250 千円）
		イ 議会運営委員会	1,500 千円（1 人当り 150 千円）
		ウ 特別委員会	4,350 千円（1 人当り 150 千円）
(2) 陳情旅費	1,092 千円		
(3) 海外視察調査旅費	4,600 千円	※3 期以上の議員	1 人当り 1,000 千円（4 人分）
		2 期の議員	1 人当り 300 千円（2 人分）

6 政務活動費（平成 12 年度までは市政調査研究費補助金、平成 24 年度までは政務調査費として交付）

- (1) 交付基準……各月 1 日に在職する議員に対し、月額 150,000 円を交付する。
- (2) 交付方法……申請に基づき、年 2 回に分け交付する。

実施年月日	S 52. 4. 1	20,000 円	※ H17. 4. 1 から議員個人に交付
改定 "	S 55. 6. 1	30,000 円	
改定 "	S 59. 4. 1	28,500 円	
改定 "	H 4. 4. 1	80,000 円	
改定 "	H 6. 4. 1	90,000 円	
改定 "	H12. 4. 1	100,000 円	
改定 "	H17. 1. 1	150,000 円	

7 長崎市議会史

市制施行 100 周年記念事業の一環として、長崎市議会が市政発展に果たした役割、実績等を集大成し、先賢の業績を後世に伝えるとともに、今後の市政運営に資することを目的として、昭和 59 年から「長崎市議会史」の編さんに取り組んできたが、平成 9 年 3 月、記述編第 3 巻の発刊をもって、そのすべてが完成した。

- 構成 【記述編】市制施行から昭和 42 年までの議会制度の確立や、行財政制度の整備、原爆戦災からの復興など市政の重要問題に対する市議会の対応を記述。  
【資料編】明治 22 年の市制施行から昭和 63 年までの議会関係の法規の変遷や、平成 3 年までの歴代の議員名簿などを収録。
- 体裁 A5 判 全 5 巻（記述編 1、2、3 資料編 1、2）
- 発刊等の状況

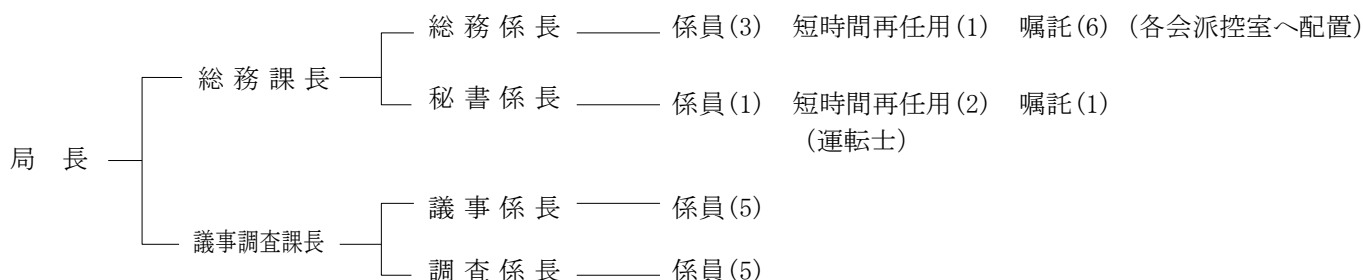
編別	巻	収録内容	規格	頁数	発行部数	発刊年度
記述編	1	明治 22 年 4 月から 大正 15 年 6 月まで	判  A5	697 <sup>頁</sup>	部  1,000	平成 6 年度
	2	大正 15 年 7 月から 昭和 22 年 3 月まで		986		平成 7 年度
	3	昭和 22 年 4 月から 昭和 42 年 3 月まで		1,304		平成 8 年度
資料編	1	法規関係、議決事件		1,733		平成 2 年度
	2	名簿、選挙、施政 方針説明		1,334		平成 4 年度

# 議 会 事 務 局

## 1 機 構

(H30. 4. 1 現在)

定 数 24 人  
現 員 21 人  
短時間再任用 3 人  
嘱 託 7 人



## 2 議 会 刊 行 物

(平成 29 年度実績)

区 分	発行回数 (回/年)	発行部数 (部)	規 格	配 付 対 象
会 議 録	4	81	A4	議員、理事者、各関係機関
常 任 委 員 会 会 議 録	5	1 委員会 80	A4	議員、理事者、各関係機関
特 別 委 員 会 会 議 録 調 査 報 告 書	1	1 委員会 86	A4	議員、理事者、各関係機関
市 議 会 だ よ り (S24～49. 1) (S56. 5～)	4	160,600 (1 回あたり)	A4	議員、全世帯
調 査 資 料 報 (S29. 3～)	4	110 (1 回あたり)	A4	議員、理事者
市 政 概 要	1	130	A5	議員、各関係機関
議 員 ハ ン ド ブ ッ ク	1	134	新書判	議員、各関係機関

※改選時には、「議会関係例規集」、「議会の権能と運営」等を刊行。

## 3 議 会 情 報

- (1) ケーブルテレビでの本会議生放映 (平成 13 年 3 月定例会～)
- (2) 議会会議録検索システムの運用 (平成 15 年 10 月 1 日～)
- (3) ホームページでの本会議生中継 (平成 17 年 6 月定例会～)  
※平成 28 年 9 月定例会からスマートフォンでも配信
- (4) ホームページでの本会議録画中継 (平成 18 年 6 月定例会～)
- (5) YouTube での本会議録画中継配信 (平成 25 年 9 月定例会～)
- (6) 議会事務局 Facebook の運用 (平成 26 年 6 月定例会～)
- (7) 本会議中継での手話通訳 (平成 30 年 6 月定例会～)

# 選 挙

## 長崎市議会議員選挙の記録

区分	執行年月日									
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
	S22. 4. 30	S26. 4. 23	S30. 4. 30	S34. 4. 30	S38. 4. 30	S42. 4. 28	S46. 4. 25	S50. 4. 27	S54. 4. 22	S58. 4. 24
当日有権者数(人)	97,075	131,063	160,436	182,312	222,603	236,957	268,372	293,115	298,096	308,287
投票者数(人)	68,601	113,588	126,458	145,798	168,329	177,645	198,027	224,278	233,403	237,672
投票率(%)	70.67	86.67	78.82	79.97	75.62	74.97	73.79	76.52	78.30	77.09
議員法定数(人)	40	44	44	48	48	52	52	52	52	52
条例定数(人)				44		48	48	48	48	48
立候補者数(人)	133	177	133	107	88	84	78	91	72	63
立候補者数/定数	3.33	4.02	3.02	2.43	1.83	1.75	1.63	1.90	1.50	1.31
最高得票数	1,400	1,355	2,938	2,665	3,173	4,343	4,435	4,412	5,116	5,526
	614	820	1,093	1,485	1,915	1,984	2,225	2,422	2,917	3,228
1人平均得票数	—	992	1,448	1,804	2,272	2,579	2,959	3,010	3,631	4,092
最高年齢(歳)	57	62	67	65	69	71	70	72	65	64
最低年齢(歳)	29	36	27	31	34	28	25	29	31	31
平均年齢(歳)	45	49	51	51	54	50	50	48	47	48

区分	執行年月日		第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回
当日有権者数(人)	S62.4.26	H 3.4.21	315,032	320,939	327,560	328,979	330,516	旧市 328,968 旧町 35,213	H23.4.24	H27.4.26
			241,607	231,009	222,455	209,497	190,508	旧市 179,090 ※旧町 19,770	360,164	354,203
投票者数(人)			241,607	231,009	222,455	209,497	190,508	旧市 179,090 ※旧町 19,770	191,970	162,105
投票率(%)			76.69	71.98	67.91	63.68	57.64	旧市 54.44 旧町平均 71.26	53.30	45.77
議員法定数(人)			52	52	52	52	46	46	46	法改正により撤廃
条例定数(人)			48	48	48	46	44	44 合併特例(51)	40	40
立候補者数(人)			58	52	51	55	56	旧市 47 旧町 15	52	54
立候補者数/定数			1.21	1.08	1.06	1.20	1.27	旧市 1.07 旧町平均 2.14	1.30	1.35
最高得票数			6,664	6,426	5,817	5,440	4,847	旧市 6,010 旧町 4,789	5,461	6,361
			3,605	3,508	3,399	3,207	2,974	旧市 2,546 旧町 309	2,922	2,536,093
1人平均得票数			4,358	4,497	4,394	4,036	3,872	旧市 3,845 旧町 1,875	4,050	3,354
			65	69	73	71	70	71	75	77
最高年齢(歳)			65	69	73	71	70	71	75	77
最低年齢(歳)			35	32	36	35	39	26	35	34
平均年齢(歳)			48	50	52	54	56	56	57	57

※1 外海選挙区は、無投票のため含まない。